第1章 労働災害の発生状況と発生要因の分析

1 外国人労働者の雇用状況

我が国において、外国人労働者は、少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少とともに増加の一途をたどり、直近の5年間を見ても、108万人から172万人へと64万人（59%）増加し、労働力人口（6,676万人、令和2年「労働力調査」）の2.58%に至り、労働市場に占める存在が次第に大きくなっています。今後の人口構造の変化を踏まえれば、就業者数の長期的な減少は不可避とされ、女性、高齢者等をはじめとした一層の労働参加が不可欠であるとともに、新たな在留資格である特定技能の創設などと相まって、外国人労働者は引き続き増加していくものと考えられます。

また、外国人労働者を雇用する事業所も、直近5年間で17万事業所から27万近くの事業所へと9万事業所（55%）の増加となっています（**グラフ2**）。事業所数をその規模別で見ると、100人未満の小規模事業所が79%を占めており、直近の5年間を見ると、不足する労働力の充足が思うに任せない30人未満の事業所での増加が顕著となっています（**グラフ3、4**）。小規模事業場では、安全衛生管理体制が脆弱であることが課題であり、日本語能力のほか外国人労働者に特有の課題をいかに解消するかが問われているといえるでしょう。

グラフ2　外国人労働者数・外国人雇用事業所数の推移

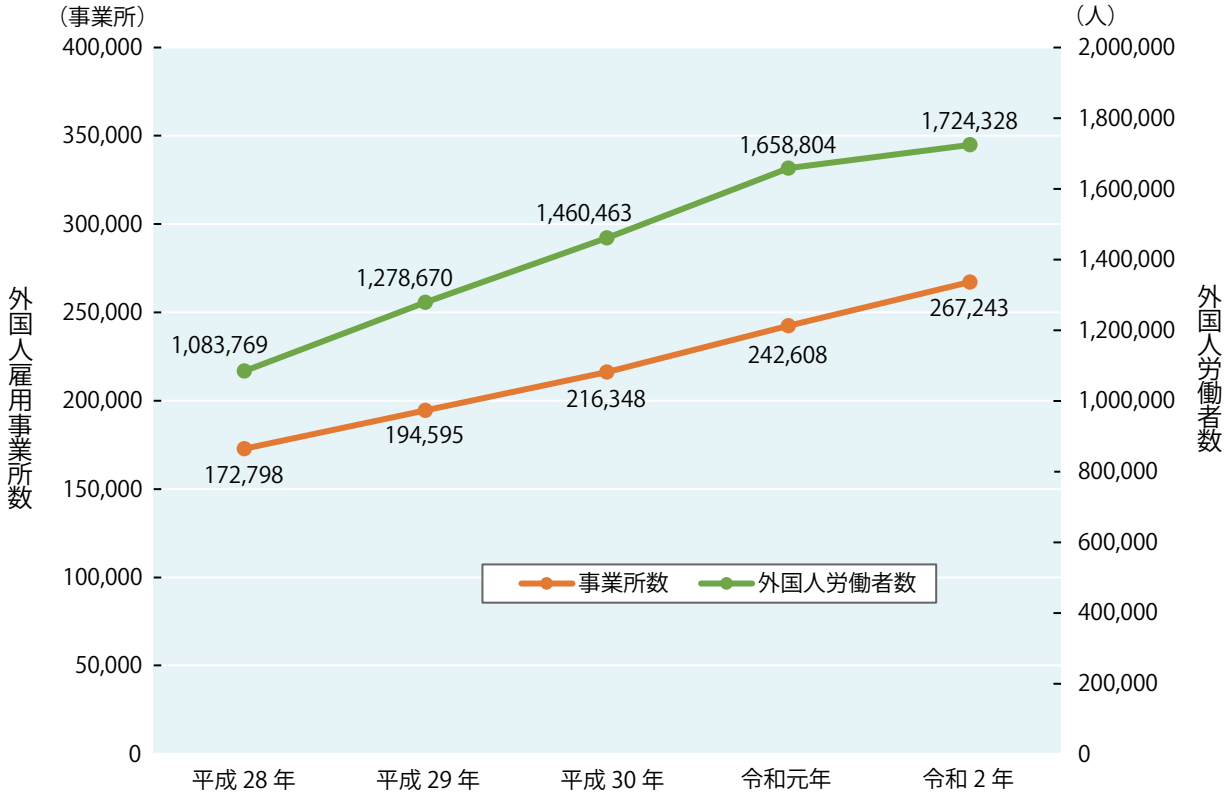

資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況」（令和2年10月末現在）

グラフ 3　外国人雇用事業所数（事業所規模別）

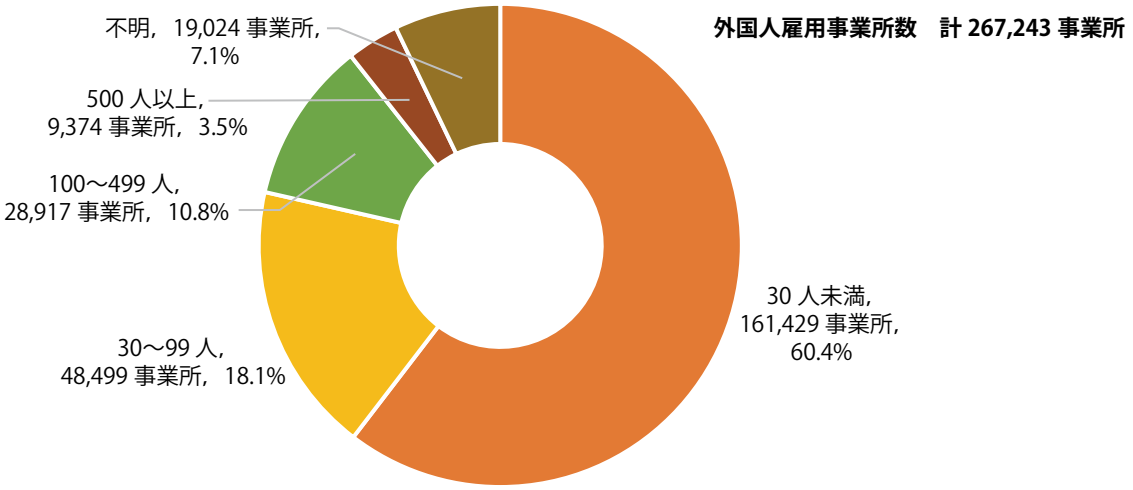

資料出所：前掲「外国人雇用状況」

グラフ 4　外国人雇用事業所数の推移（事業所規模別）

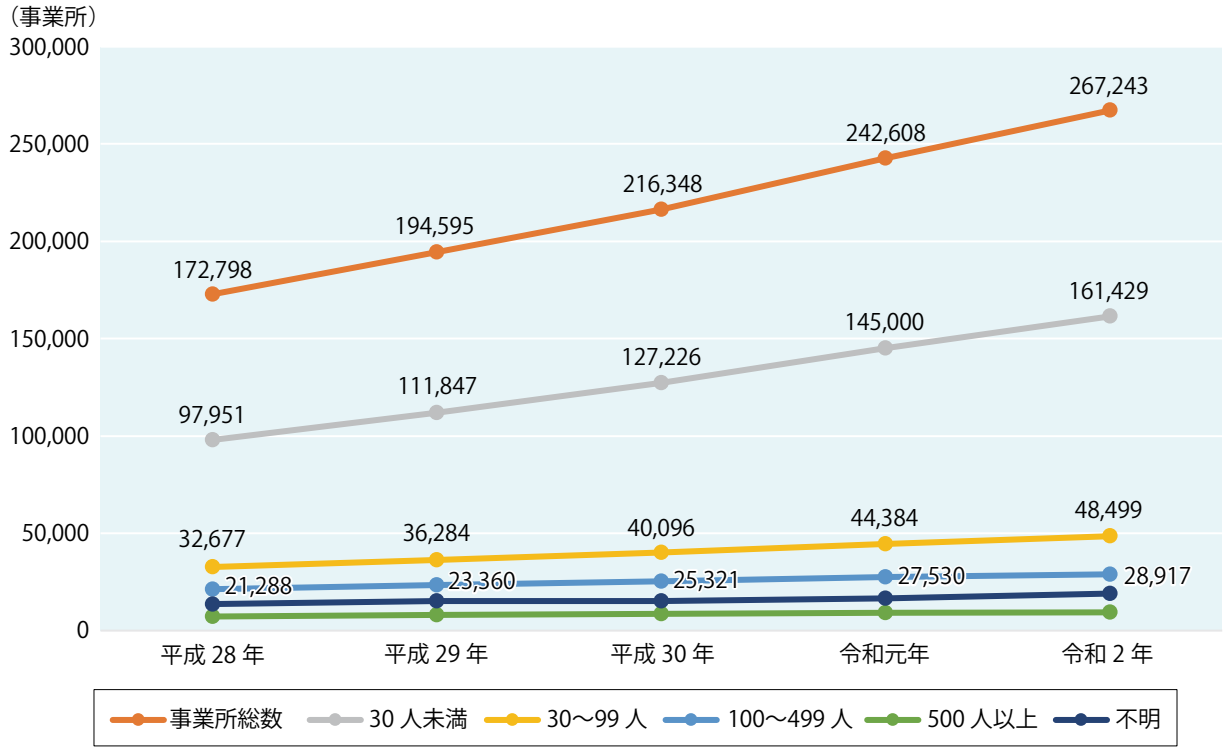

資料出所：前掲「外国人雇用状況」

在留資格別の外国人労働者数の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症による入国制限により令和元年から 2 年にかけて技能実習では伸びが鈍化し、資格外活動では減少に転じています。令和元年から技能実習が外国人労働者の首位となり、資格外活動、専門的・技術分野の在留資格、永住者がこれに次いでおり、これら 4 つの在留資格の伸びが外国人労働者全体の増加を支えています（**グラフ 5**）。

技能実習については、在留期間に制限があり、原則として実習実施者（就労先事業所）の変更は認められていませんので、入国前後に実施する講習、実習期間中の各種研修等の充実が求められます。一方、永住者については、就労に関する制限はないものの、国籍別で多数を占めるブラ

グラフ 5　在留資格別外国人労働者数の推移

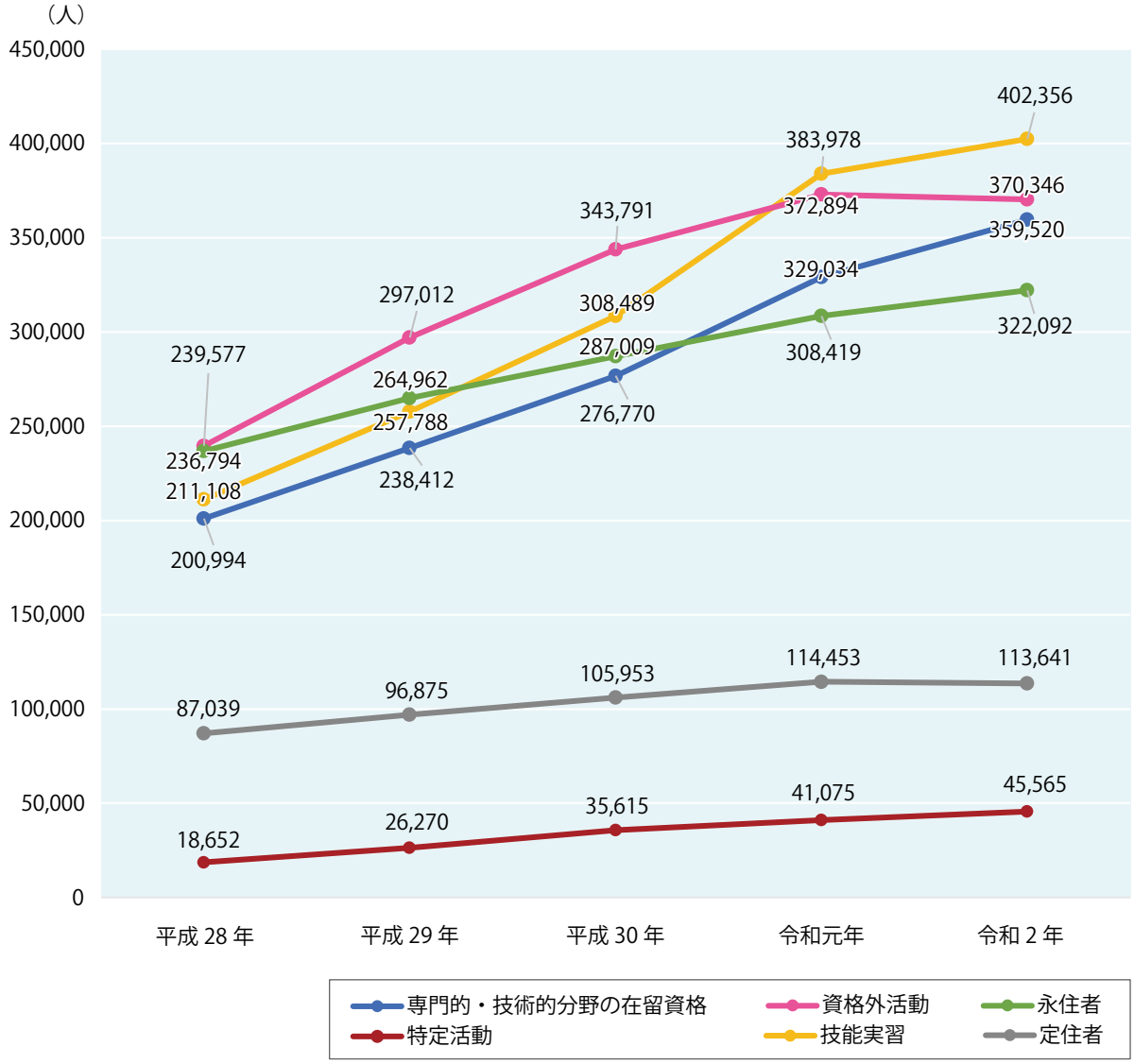

資料出所：前掲「外国人雇用状況」

ジル、ペルーでは「派遣・請負」の占める割合がそれぞれ 52.6%、40.2% と非常に高くなっており、3 年の期間制限の関係から一定期間で転職を繰り返すことが想定され、安全衛生面においても少なからぬ影響を与えているものと考えられます。したがって、安全衛生対策を講ずるに当たっても、在留資格を考慮する必要があります。

業種別に在留資格を見ると、建設業では技能実習が 69% と過半を占め、製造業では技能実習が 45%、永住者・定住者などの身分に基づく在留資格が 33% などとなっており、業種ごとにそれぞれ特徴を持っています（**グラフ 6**）。

都道府県別に外国人雇用事業所数を見ると、東京都が突出して多いほかは、各ブロックの中核都市で多く雇用しています（**グラフ 7**）。

外国人労働者の在留資格比率を都道府県別に見ると、各ブロックの中核都市では専門的・技術的分野の在留者が多く、また、大学等の教育機関が多いことから留学生の資格外活動での就労が多く、技能実習の割合が低くなっています（**グラフ 8**）。一方、茨城、群馬、埼玉などの北関東、山梨、長野の甲信地方、静岡、愛知、三重、岐阜などの中部圏などでは永住者、定住者をはじめ

グラフ6 業種別・在留資格別外国人労働者数

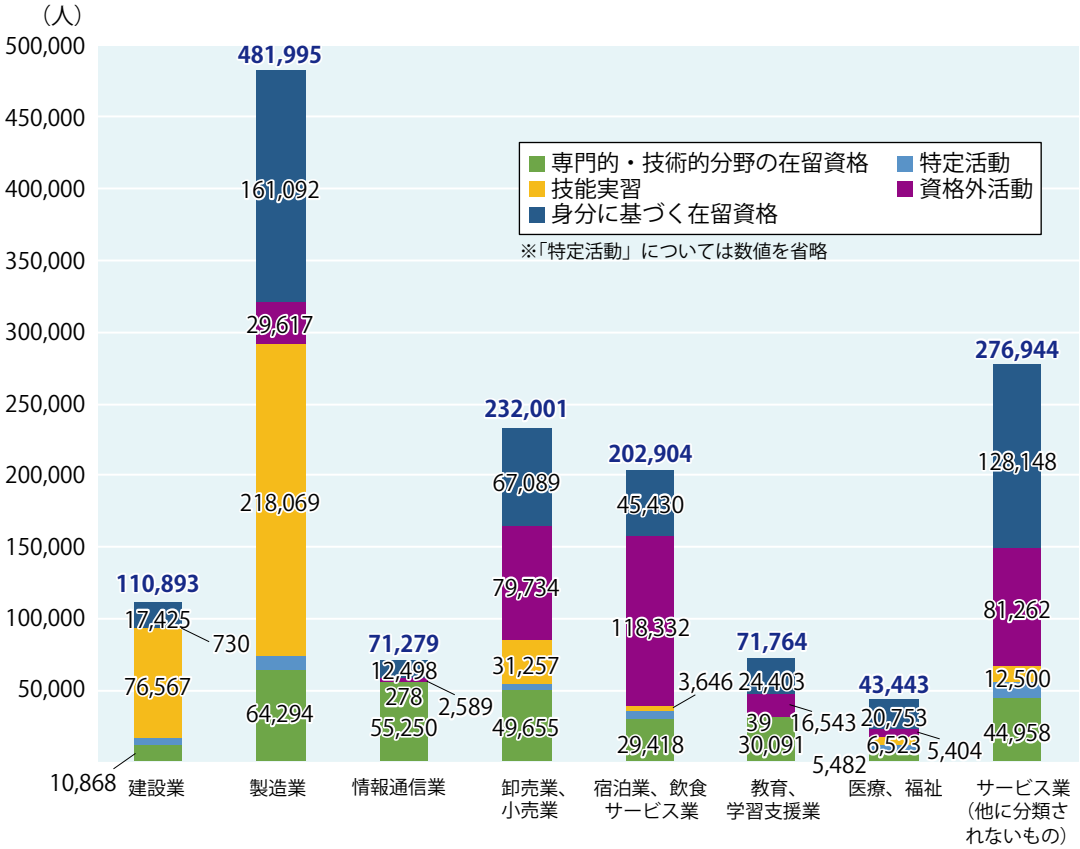

資料出所：前掲「外国人雇用状況」

グラフ7 都道府県別外国人雇用事業所数

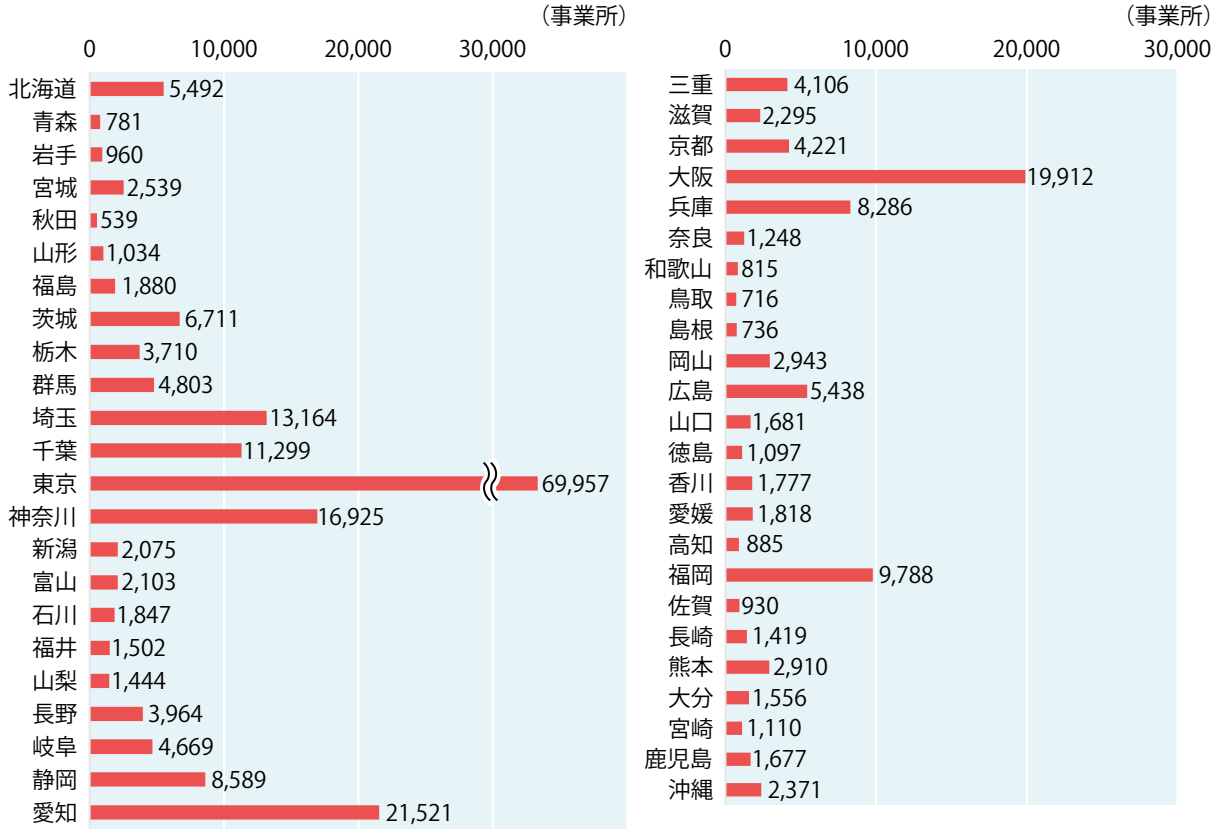

資料出所：前掲「外国人雇用状況」

とする身分に基づく在留資格者が多く就労しています。特に中部４県には在日のブラジル人の過半が居住しており、ブラジル政府は東京の在日大使館のほか、名古屋と浜松に総領事館を設置しています。このような外国人労働者数や在留資格の構成に合わせて各地方自治体の外国人との共生施策が策定されることが多く、地方自治体との連携の下に日本語教育をはじめとする多文化共生の業務を行っている国際交流協会などの取組み対象も一様ではないことに注意が必要です。

グラフ８　都道府県別在留資格比率

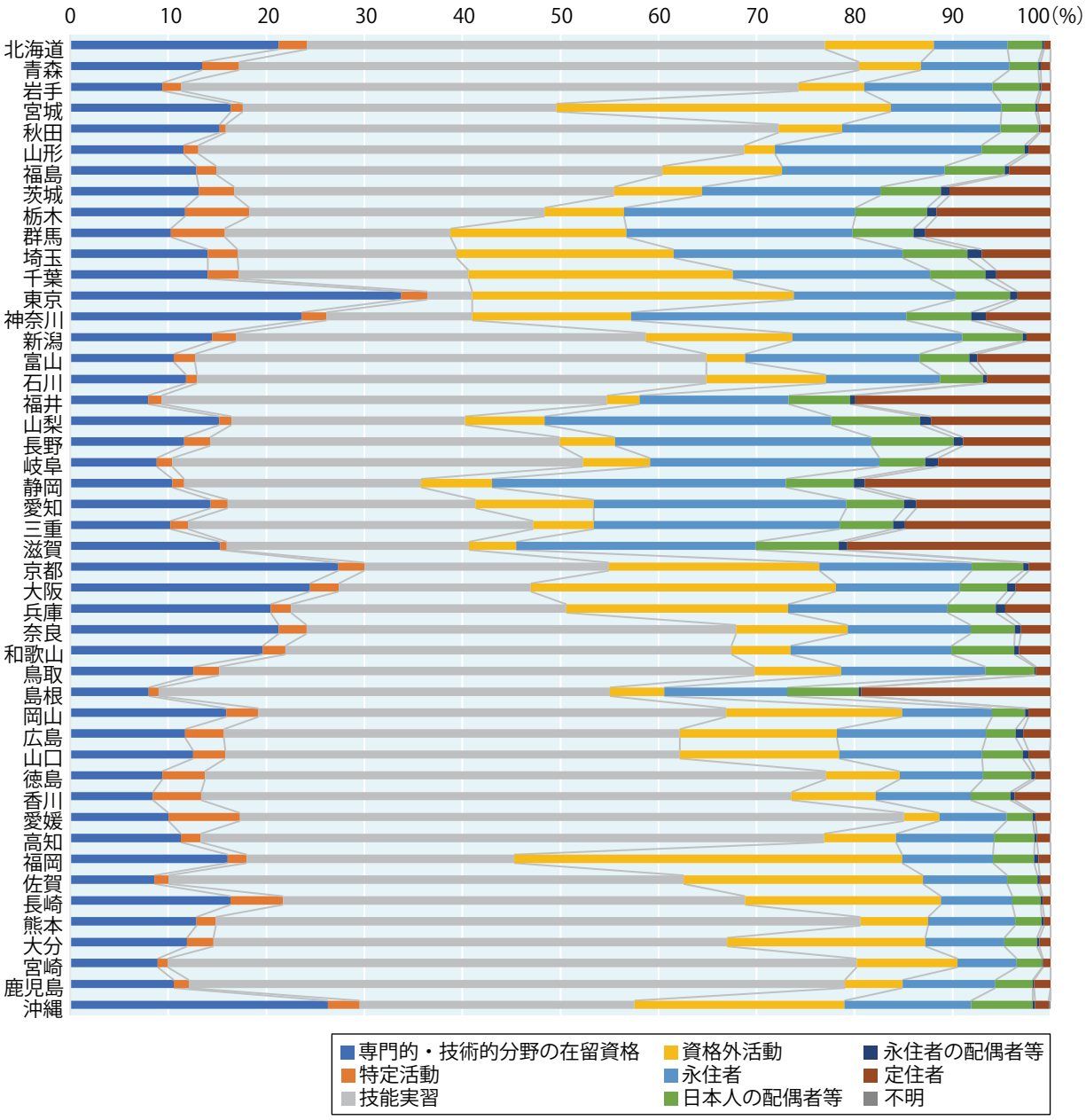

資料出所：前掲「外国人雇用状況」

国籍別の外国人労働者数は、令和２年にベトナムが中国を抜いて最も多く、フィリピン、ブラジルが続いています（**グラフ９**）。

グラフ 9　外国人労働者数の推移（国籍別）

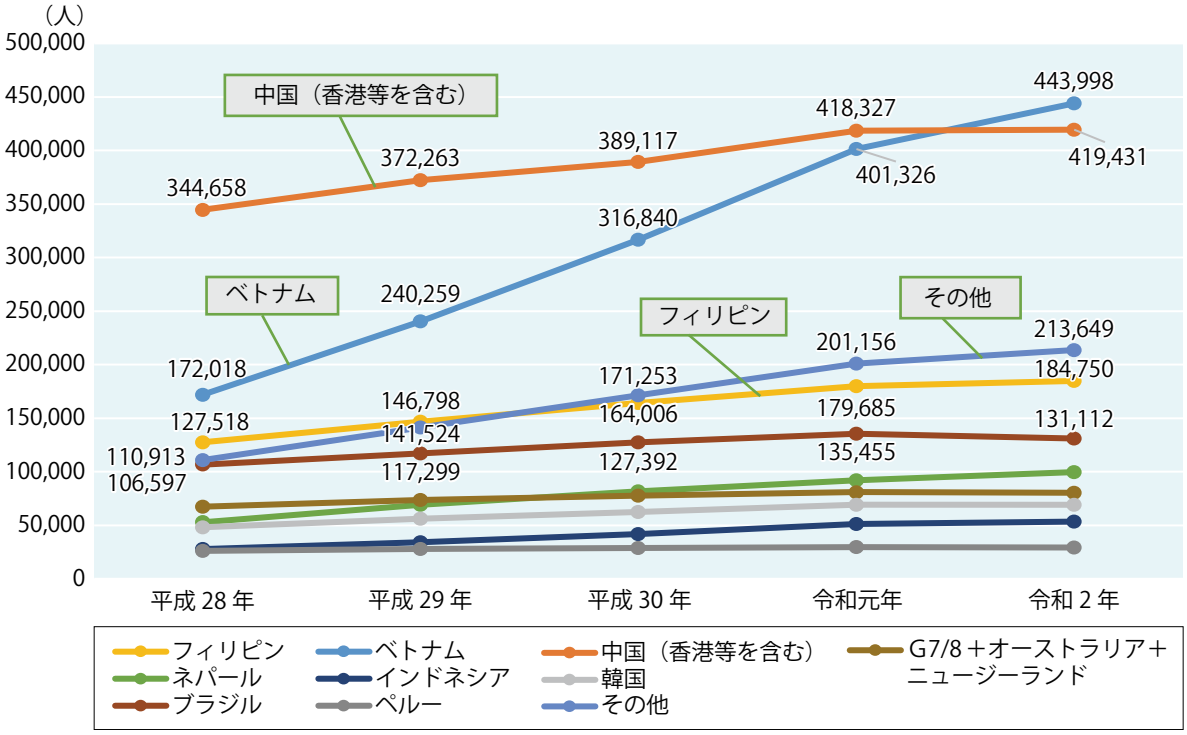

資料出所：前掲「外国人雇用状況」

2　外国人労働者の労働災害発生状況

外国人労働者の休業 4 日以上の死傷災害は、外国人労働者の増加とともに増え続け、令和 2 年には 4,682 人となり（**グラフ 10**）、年千人率は 2.7 と全労働者の 2.3 を 0.4 ポイント上回っています（**48 頁の表 10**）。

グラフ 10　外国人労働者数及び休業 4 日以上の死傷者数の推移

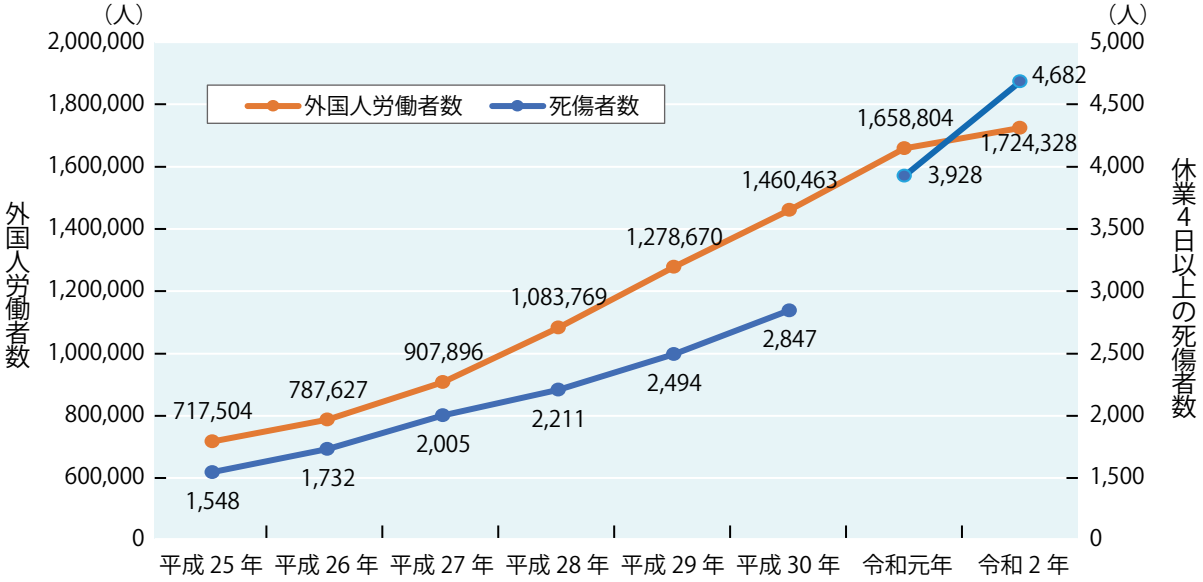

（注）労働者死傷病報告の様式が平成 31 年 1 月 8 日に改正され、国籍、地域及び在留資格の記入欄が新たに設けられたため、令和元年以降は平成 30 年までとは把握の方法が異なる。

資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況」（令和 2 年 10 月末現在）、「令和 2 年労働災害発生状況」

グラフ 11　業種別・在留資格別死傷災害発生状況（令和 2 年、休業 4 日以上）

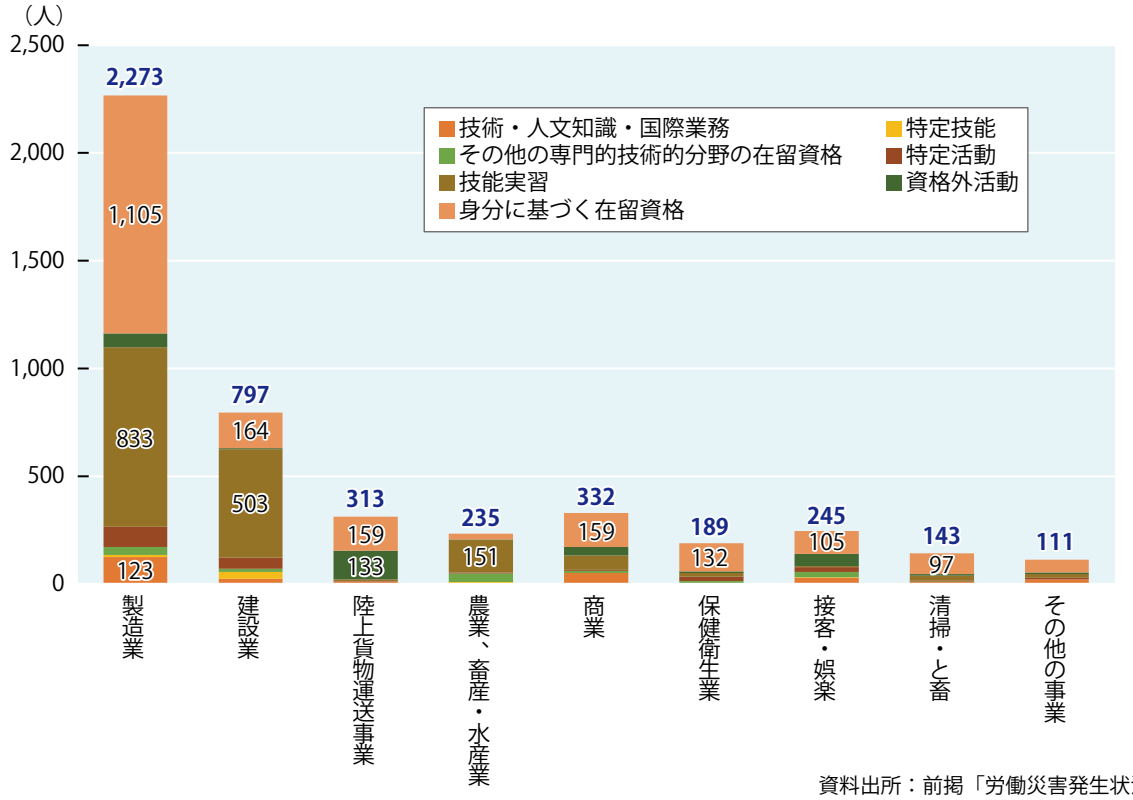

資料出所：前掲「労働災害発生状況」

グラフ 12　業種別死傷者数（令和 2 年、休業 4 日以上）

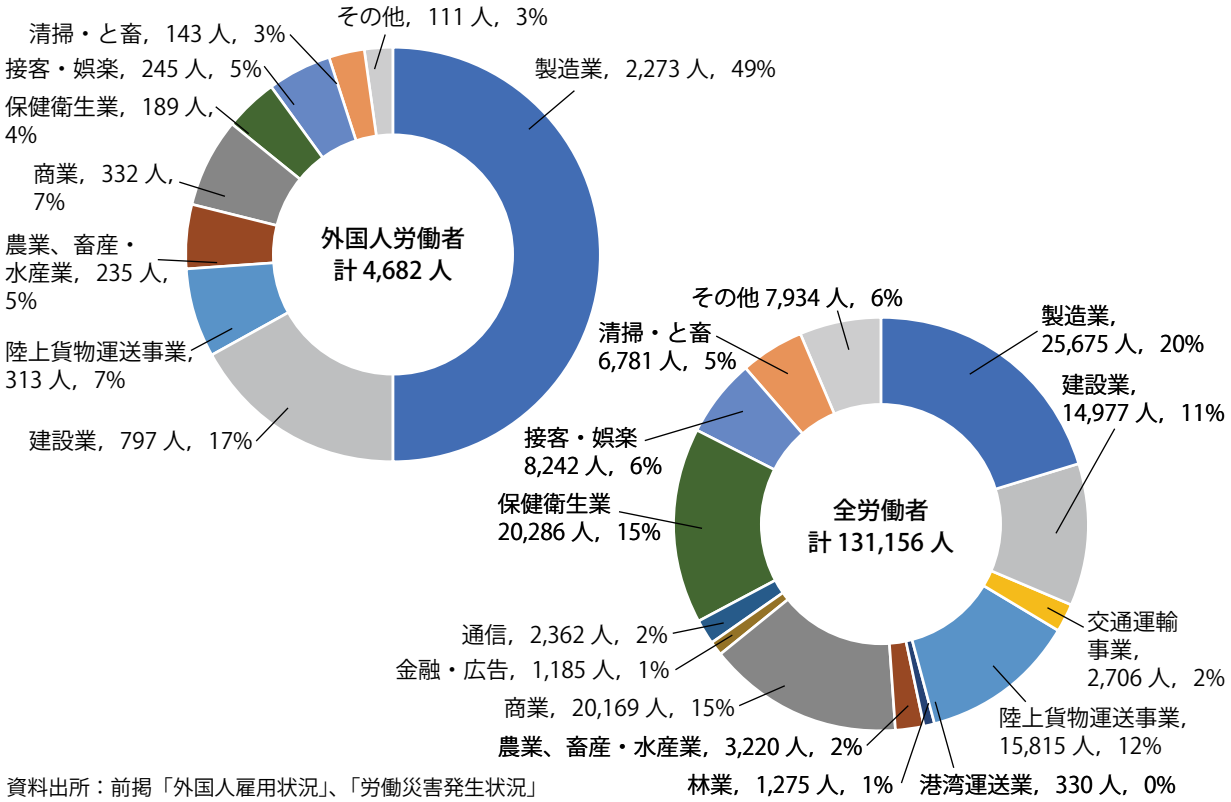

資料出所：前掲「外国人雇用状況」、「労働災害発生状況」

年千人率を産業別で見ると、製造業、建設業、保健衛生業で全労働者を上回っており、在留資格別では特定活動、技能実習、身分に基づく在留資格で全労働者を上回っています（**次頁の表 10**）。

表 10　業種別・在留資格別年千人率※（令和 2 年）

		全産業	製造業	建設業	商業	保健衛生業	接客娯楽業
全労働者（外国人労働者を含む）		**2.3**	**2.6**	**4.5**	**2.0**	**2.5**	**2.4**
外国人労働者	専門的・技術的分野の在留資格	1.3	2.6	6.3	1.2	2.4	1.9
	うち技術・人文知識・国際業務	1.0	2.3	2.4	1.1	0.5	1.8
	特定活動	4.8	10.5	9.8	1.4	3.8	3.6
	技能実習	4.0	3.8	6.6	2.1	2.6	1.6
	資格外活動	0.9	2.2	8.2	0.5	1.3	0.5
	身分に基づく在留資格	3.7	6.9	9.4	2.4	6.4	2.3
	計	**2.7**	**4.7**	**7.2**	**1.4**	**4.4**	**1.2**

※年千年率……労働者 1,000 人当たり 1 年間に発生する死傷者数

資料出所：前掲「外国人雇用状況」、「労働災害発生状況」

事故の型別死傷災害発生状況では、全労働者と比較して「墜落・転落」の割合が 8 ポイント、「転倒」で 11 ポイント低い一方、「はさまれ・巻き込まれ」で 12 ポイント、「切れ・こすれ」で 7 ポイント高く、この傾向は製造業、建設業に分類しても同様に見られます（**グラフ 13〜15**）。

グラフ 13　事故の型別死傷災害発生状況（令和 2 年、全産業）

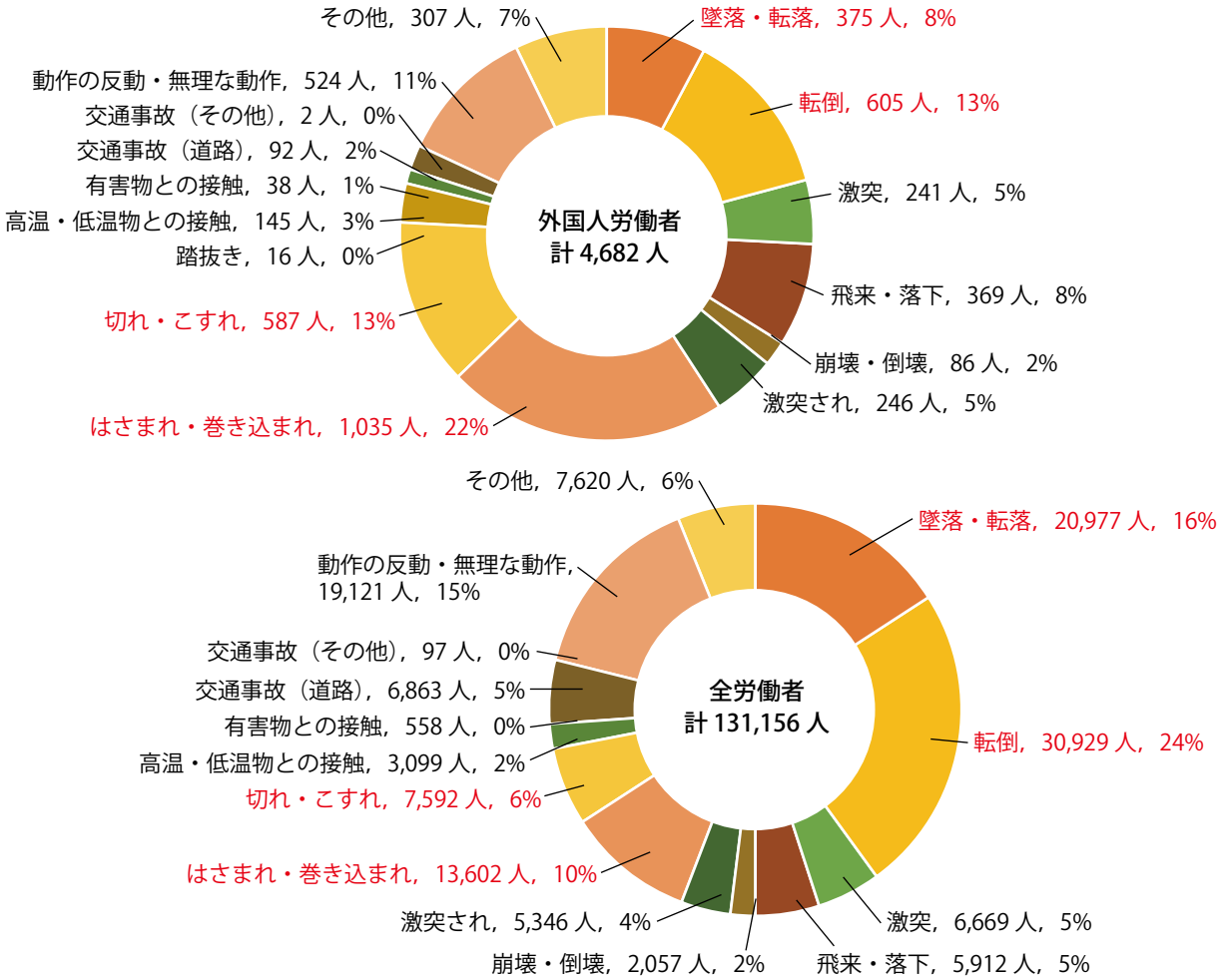

資料出所：前掲「外国人雇用状況」、「労働災害発生状況」

グラフ 14　事故の型別死傷災害発生状況（令和 2 年、製造業）

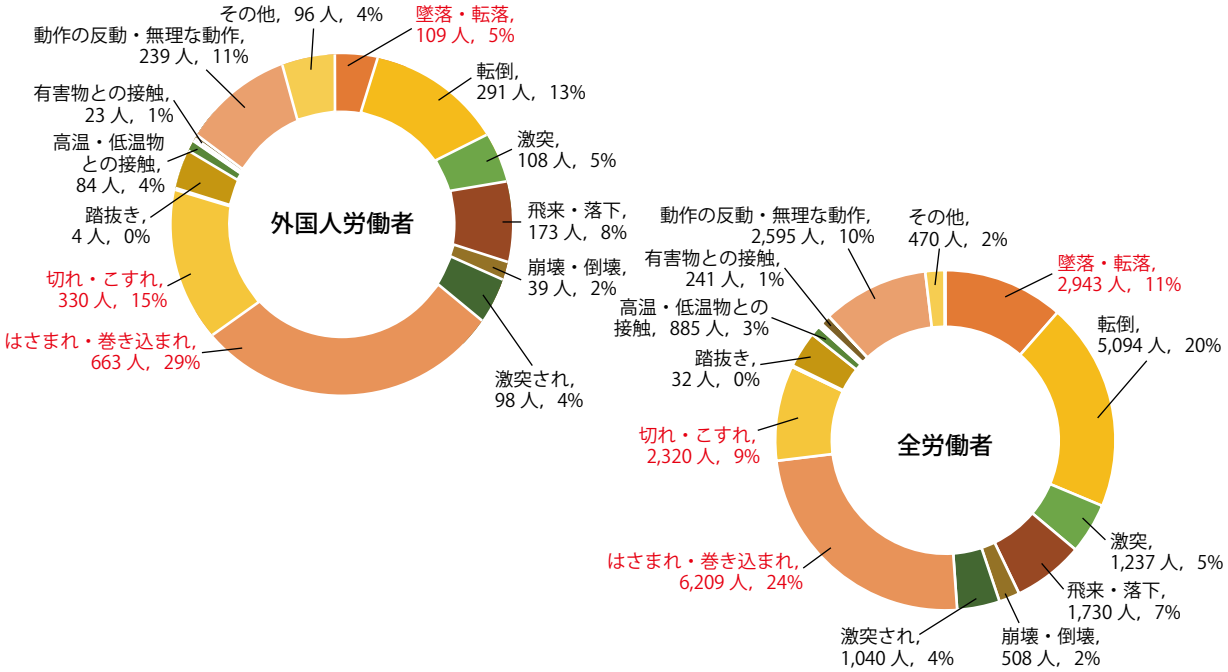

資料出所：前掲「外国人雇用状況」、「労働災害発生状況」

グラフ 15　事故の型別死傷災害発生状況（令和 2 年、建設業）

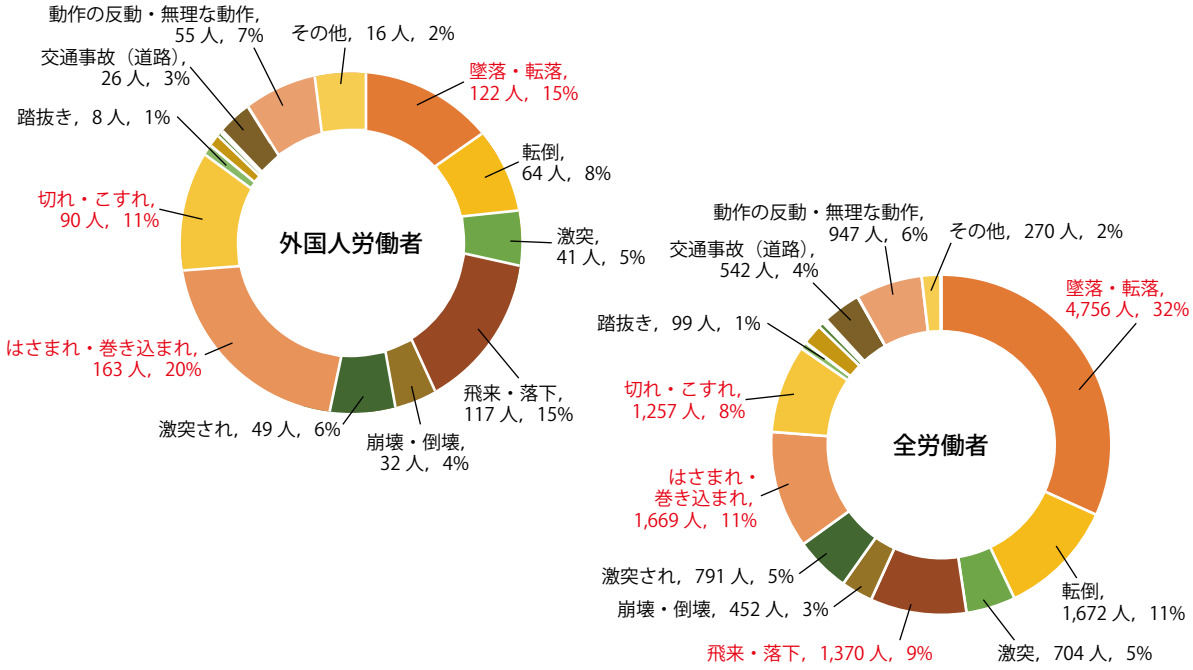

資料出所：前掲「外国人雇用状況」、「労働災害発生状況」

3　高年齢労働者の労働災害との比較による外国人労働者の労働災害の分析

「人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議報告書～エイジフレンドリーな職場の実現に向けて～」（令和 2 年 1 月 17 日、人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議）では、高年齢者の労働災害について次のような分析をしています。

1　労働災害発生状況の概況

事業者から提出される労働者死傷病報告の集計結果により、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合をみると、近年増加傾向にあり、2018年においては26.1%となり、2008年の18.0%から8.1%ポイント増加している。

労働者千人当たりの災害件数（千人率）をみると、男女ともに最小となる25～29歳と比べ、65～69歳では男性で2.0倍、女性で4.9倍と相対的に高くなっている。なお、千人率は女性では65～69歳で最大となり、男性では75～79歳で最大となっている。

業種別にみると、高齢者と若年者の被災の傾向に違いが見られる。具体的には、建設業では若年者の災害発生率が高く、製造業や陸上貨物運送事業では若年層と高齢者がともに高くなる一方で、商業や保健衛生業では災害発生率は全体として低いものの、年齢が上がるに伴って高くなる傾向が見られる。

事故の種類別でも、高齢者と若年者の被災の傾向に違いが見られる。すなわち、高齢者では、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年者より高い傾向があり、特に女性でその傾向が顕著である。

2　労働災害の分析

経験期間別にみると、経験期間の短い労働者の割合は、死傷者数でも雇用者数でも、年齢が上がるとともに少なくなっていくが、雇用者数では60～69歳に若干の増加が見られる。また、労働者千人当たりの災害件数（千人率）を算出して比較すると、概ね年齢が上がるにしたがって災害発生率は高くなるが、いずれの年齢層においても経験期間が1年未満と短い労働者の災害発生率が高く、こうした労働者への対応の必要性がうかがわれる。

年齢別・経験期間別に、事故の種類別の災害発生率をみると、年齢と経験期間の両方が災害発生に影響するが、事故の態様によって寄与の度合いが異なる。例えば、はさまれ・巻き込まれの災害では、年齢よりも経験期間による影響の方が大きいが、墜落・転落や交通事故（道路）では、経験期間による災害発生率への寄与は小さく、年齢が上がることによる影響の方が顕著である。転倒災害では、年齢と経験期間の両方の影響が大きくなっている。

（※下線は編者）

全労働者、外国人労働者（在留資格別）の年齢階層別構成比は**グラフ16、17**のとおりとなっています。

60歳以上の高年齢労働者の占める割合は、全労働者（外国人労働者を含みます。）で21.5%（製造業で15.9%、建設業で26.4%）であるのに対し、外国人労働者では7.5%（就労者の多い技能実習で0.0%、専門的・技術的分野で0.8%、永住者で10.2%、定住者で2.8%、永住者・定住者を含む身分に基づく在留資格で13.9%）となっており、高年齢労働者の比率は、全労働者に比べて外国人労働者の方が顕著に低く、特に技能実習では高年齢労働者は皆無となっています。

経験年数に係る統計は公表されていませんが、「在留外国人統計」（出入国在留管理庁、2020年12月調査）によると、技能実習については、「技能実習」の在留資格全体に占める1号イ、ロは75,681人（「技能実習」全体に占める構成比20.0%）、2号イ、ロは262,663人（同69.5%）、3号イ、ロは39,856人（同10.5%）となっており、技能実習の制度上、経験年数が3年未満の労働者が約90%を占めるものと判断されます。永住者・定住者については、先にも記しましたが、その構成比が高いブラジル、ペルーにおいては派遣・請負での就労が多いという事情に照らせば、

グラフ 16　産業別・年齢階層別就業者構成比（令和 2 年）

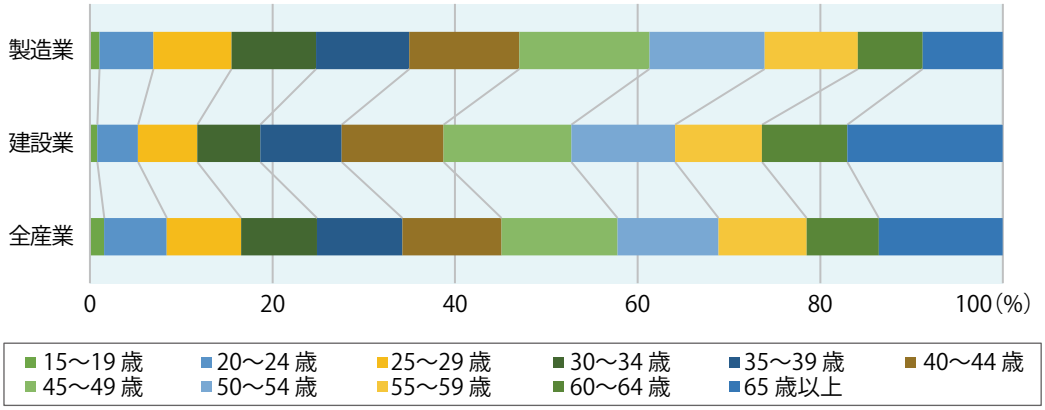

資料出所：総務省「労働力調査」（令和 2 年）

グラフ 17　在留資格別・年齢階層別外国人就業者構成比

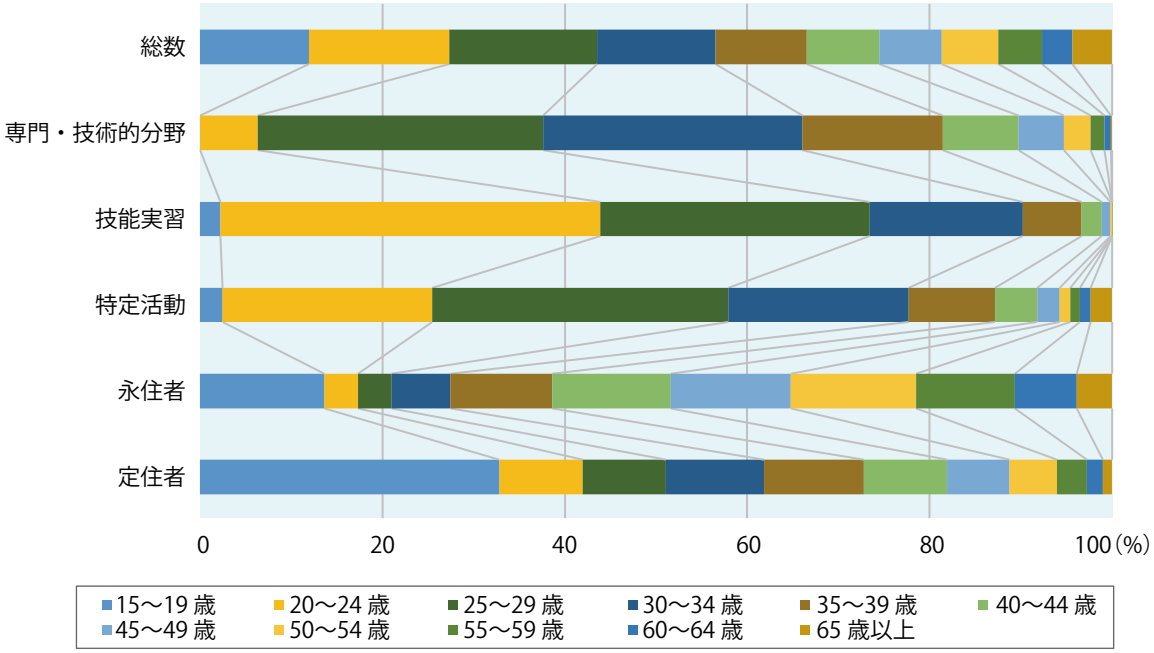

資料出所：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（2020 年 12 月調査）

原則、最長 3 年を限度に職場が変わると推測され、経験年数についても比較的短期間であると考えられます。

このような状況を、先の「人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議報告書」における分析結果に照らし合わせると、全労働者と比較して外国人労働者が「墜落・転落」「転倒」でその比率が低い傾向にあるのは、高年齢者の割合が低いことが要因であり、一方、「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」で高いのは、経験が浅く未熟練の労働者が多いことが要因であることがうかがわれます。